

NEWS RELEASE

2019年11月5日

三重県松阪市京町 510 番地
株式会社 第三銀行

「敷地内禁煙」の実施について

株式会社第三銀行（頭取 岩間 弘）は、2020年1月1日（水）より当行敷地内の禁煙を実施することといたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 趣旨

当行では、2019年7月に「役職員の健康の保持・増進を図るための体制」を整備し、役職員の健康の保持・増進、メンタルヘルス不調の未然防止および治療と仕事の両立支援等に取り組み、職場における健康づくりや健康問題などが発生しない職場環境の整備を図っております。

今般、改正健康増進法が2020年4月1日に施行されることを踏まえ、役職員の健康の保持・増進の観点から受動喫煙防止を目的とした「敷地内禁煙」を実施することといたしました。

2. 実施日

- (1) 2019年10月1日（火）より、原則として全店建物内禁煙を実施しました。
（ただし、2019年12月31日（火）までは、空間分煙措置（※）ができていない喫煙専用室での喫煙は可）
- (2) 2020年1月1日（水）より、全店敷地内禁煙を実施します。
（当行のすべての施設の敷地内の喫煙所、喫煙専用室を撤去します。）

※空間分煙措置とは、床面から天井まで壁などによって仕切られ、室内の煙が流出しないように措置されていることをいい、カーテンや簡易なパーテーションなどで仕切られただけの応接室などでは喫煙を禁止しています。また、営業室内、ロビー、ATMコーナーのほか各施設内の食堂、会議室、トイレ、ロッカールームなども禁煙とします。

以上

〔お問い合わせ先〕

担当	人事総務部	有瀧	0598-25-0385
	総合企画部 広報課	須賀	0598-25-0363

キラリと光るあなたの銀行

